



2020年7月17日

各 位

会社名 神戸天然物化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮内仁志  
(コード番号 6568 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営企画室長 先砥庸治  
(TEL. 078-955-9900)

(変更) 2019年7月19日付「譲渡制限付株式報酬としての新株式の

発行に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年7月17日開催の取締役会において、2019年7月19日に決議した新株式の発行に係る割当契約の一部を変更することを決議いたしました。これに伴い、同日に開示した「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」の一部が変更になりますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

該当部分のみを記載いたします。

(変更前\_下線は変更箇所)

3. 本割当契約の概要

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(変更後\_下線は変更箇所)

### 3. 本割当契約の概要

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

#### ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由 (死亡による退任又は退職の場合を含む) により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

## 2. 変更の理由

令和2年度税制改正により、譲渡制限付き株式を付与された当該個人の死亡の時に譲渡制限が解除される場合、その所得税の課税時期は当該個人の死亡の日において認識し、当該個人の所得とすることが明確化されました。

本変更は、当社の譲渡制限付き株式報酬が対象取締役等への報酬であることを、上記税制に照らし合わせ明確にする目的で行ったものであります。

(参考\_発行の概要)

(1) 払 込 期 日	2019年8月9日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 24,700株
(3) 発 行 価 額	1株につき1,439円
(4) 発 行 総 額	35,543,300円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当ての株式の数	取締役(社外取締役を除く。) 7名 23,900株 執行役員 4名 800株
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

以 上